

新型コロナウイルスの感染拡大による 今後の各種研修及び得度式・教師授与式 の実施にかかる判断、その他対応について

今般、新型コロナウイルス感染症が、5月25日の緊急事態宣言解除以降、感染者数の増加傾向が続いている現状を踏まえ、今後の僧侶養成部〈得度・教師担当〉における各種研修及び得度式・教師授与式の実施にかかる判断、その他対応について下記の通りとする。

1、得度習礼、教師教修について

(1) 習礼教修所における実施可否の判断基準

次の①～③のいずれかの場合、習礼教修所における得度習礼・教師教修の実施を不可とする。

①京都府による「基準」が「特別警戒基準」に達した場合

※「特別警戒基準」

新規陽性者20名以上又は重症者病床使用率40%以上

※国とも調整の上、全国状況も踏まえて対策を判断（緊急事態宣言発令時等）

②京都府において、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、新型コロナウイルス感染に関する緊急事態宣言が発令された場合

③各研修開催1週間前までに上記①又は②に至らない場合においても、新規感染者数の増加傾向が見られ、開催まで、又は得度習礼・教師教修期間中に、①又は②に達すると想定される場合

☆上記最終判断を、①、②については各研修開催1週間前とし、③については総局が最終的に判断する。

なお、上記①～③に該当しない場合においても、中止することもあり得る。

(2) 習礼教修所で実施する場合における参加者の居住する都道府県別対応

各研修開催1週間前までに、参加者が居住する各都道府県において緊急事態宣言が発令された場合、又は自治体独自の基準が最高レベルに達した場合は、当該地域に居住する者に参加中止を依頼する。

(3) 習礼教修所における研修を中止した場合、及び居住する都道府県別対応により参加中止を依頼した場合は、出願者には延期もしくは取り下げの対応を依頼する。

この場合において、納付いただいた習礼費、得度冥加及び特別納付については、延期する場合は当該期に充当し、取り下げる場合は全額返金する。

2、得度式について

(1) 得度習礼を実施した場合

「得度習礼所・教師教修所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(6月24日策定：以下「ガイドライン」)に基づき、感染予防対策を講じたうえで実施する。

(2) 状況が急変した場合

得度習礼期間中に状況が急変し、京都府による「基準」が「特別警戒基準」に達する、又は京都府において緊急事態宣言が発令された場合は次のように対応する。

① 5日目以前

得度習礼を中止し、得度式も行わない。

この場合においては、延期又は取り下げの手続きを依頼し、習礼費、得度冥加及び特別納付については、延期する場合は当該期に充当し、取り下げる場合は全額返金する。

② 6日目以後

得度習礼を継続し、得度式は行う。

(3) 3月得度習礼修了者の対応

得度式が実施される場合は、受式希望者には受式いただく。

但し、得度習礼が6日以上経過した後、次の状況が生じた場合は受式を中止し、延期又は取り下げを依頼する。なお、事前に対応にかかる誓約書の提出を求める。

① 京都府による「基準」が「特別警戒基準」に達する、又は京都府において緊急事態宣言が発令された場合（全体対応）

② 参加者が居住する各都道府県において緊急事態宣言が発令された場合、又は自治体独自の基準が最高レベルに達した場合（個別対応）

3、教師授与式

(1) 通期教修及び分割教修【後期】を実施した場合

ガイドラインに基づき、感染予防対策を講じたうえで実施する。

(2) 状況が急変した場合

教師教修期間中に状況が急変し、京都府による「基準」が「特別警戒基準」に達する、又は京都府において緊急事態宣言が発令された場合は次のように対応する。

① 通期教師教修5日目以前

教師教修を5日目終了時点で中止し、教師規程（昭和24年宗則第92号）第26条の規定により分割教修へ変更し、分割教修の前期を修了した者とみなし、前期の修了証を交付する。この場合において、納付いただいた教修費

のうち後期分、教師授与申請冥加、第1種賦課金は返金する。

②分割教修【前期】期間中

教師教修を前期修了まで実施し、教師規程第25条第2項の規定により、修了証を交付する。

③通期教師教修6日目以後、及び分割教修【後期】期間中

教師教修を継続し、教師授与式は行う。

4、宗務所開催得度習礼講習会・得度考査及び教師検定試験・講習会

(1) 実施の可否判断

上記「1、得度習礼、教師教修について(1)判断基準」に示した基準に準じて判断する。

(2) 参加者が居住する都道府県別対応

実施する場合においても、開催1週間前までに参加者が居住する各都道府県において緊急事態宣言が発令された場合、又は自治体独自の基準が最高レベルに達した場合は、当該地域に居住する者に参加を中止し、延期もしくは取り下げの対応を依頼する。

(3) 中止した場合、及び居住する都道府県別対応により参加中止を依頼した場合の対応
出願者には延期もしくは取り下げの対応を依頼する。

この場合において、講習会受講料、得度考査冥加、教師検定試験冥加は延期する場合は当該期に充当し、取り下げる場合は全額返金する。

5、習礼教修所及び本山までの移動及び宿泊にかかる経費（キャンセル料）

事前に中止又は研修中に中止した場合の、各研修参加者及び得度式受式者（3月得度習礼修了者）の習礼教修所・本山までの移動及び宿泊にかかる経費（キャンセル料）については自己負担とし、係る誓約書の提出を求める。

6、得度習礼参加対象の緩和

現在、得度習礼参加対象について、中高生を8月及び3月としているが、ガイドラインに基づき、定員を50名にしており、また4月7日に発令された緊急事態宣言により各学校の夏休み期間等が変動していることに鑑み、中高生については対象期間外でも受け付けることとする。

以上